

公立大学法人広島市立大学知的財産取扱規程

平成22年4月1日

規 程 第 77 号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の教職員等の知的財産に係る取扱いに関して必要な基本的事項を定め、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に寄与し、もって文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明等 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠の創作及び半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作をいう。
- (2) 特許等 特許、実用新案、意匠及び半導体集積回路の回路配置（以下「回路配置」という。）をいい、外国におけるこれらに相当する権利を含む。
- (3) 教職員 広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第8条に掲げる職員をいう。
- (4) 発明者 発明等を行った教職員をいう。
- (5) 職務発明 法人が費用その他の支援をして行う研究等又は法人が管理する施設及び設備を利用して行う研究等に基づき、教職員が行った発明等をいう。
- (6) 著作権 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。

（権利の帰属）

第3条 法人は、職務発明について、この規程の定めるところにより、特許等を受ける権利又は特許等の権利を承継する。ただし、理事長が、その権利を法人が承継しないと決定したときは、この限りでない。

2 発明等が職務発明に該当しない場合は、その発明等に係る権利は、発明者に帰属する。ただし、発明者が特許等を受ける権利又は特許等の権利を法人に譲渡す

る旨を申し出たときは、法人が承継することができる。

(知的財産・発明委員会)

第4条 知的財産及び発明に関する事項を審議するため、本学に、知的財産・発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 職務発明の認定及び特許等を受ける権利又は特許等の権利の承継に係る決定に関する事項
- (2) 不服の申立てに対する決定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地域共創センター長
 - (2) 地域共創センター副センター長
 - (3) 地域共創・研究推進室長
 - (4) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 各1人
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者
- 2 委員会に委員長を置き、地域共創センター長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(委員の任期)

第7条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会

を招集しなければならない。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、地域共創・研究推進室において遂行する。

(発明等の届出)

第13条 教職員は、発明等をしたときは、直ちに、発明届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して、これを理事長に届け出なければならない。

(1) 発明等をするに至った背景等を記載した書類

(2) 発明等の内容を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 所属長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る書類を検討し、意見を添えて、これを理事長に提出しなければならない。

(発明等の審議)

第14条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、委員会の議を経て、当該届出に係る発明等が職務発明であるか否かの認定及び特許等を受ける権利又は特許等の権利を法人が承継するか否かの決定を行う。

2 理事長は、前項の規定により、当該発明等に関する認定及び決定を行ったときには、速やかに、当該発明者に文書により通知するものとする。

(任意譲渡)

第15条 理事長は、職務発明に該当しない発明等について、発明者から特許等を受ける権利又は特許等の権利を法人に譲渡する旨の申出があったときには、委員会の議を経て、当該特許権等を法人に承継するか否かを決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により、当該発明等に関する決定を行ったときは、速やかに当該発明者に文書により通知するものとする。

(譲渡義務等)

第16条 発明者は、第14条第2項又は前条第2項の規定により特許等を受ける権利又は特許等の権利を法人が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに譲渡書(様式第2号)を理事長に提出し、その権利を法人に譲渡するとともに、その権利に係る特許等の出願手続、審査、審判に伴う検討及び情報提供等について協力しなければならない。

(第三者への譲渡制限)

第17条 発明者は、第13条の規定により届け出た発明等について、理事長が第14条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は特許等を受ける権利若しくは特許等の権利を法人に承継しないと決定した後でなければ、その権利を第三者に譲渡してはならない。

(不服の申立て)

第18条 教職員は、第14条第1項の規定による決定に対して不服があるときは、同条第2項の規定による通知を受けた日から30日以内に、理事長に対し不服申立書(様式第3号)により不服の申立てを行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による不服の申立てを受理したときは、委員会の議を経て、当該不服の申立てを受理した日から60日以内に当該不服の申立てに対する決定を行い、その結果を速やかに不服申立人に通知するものとする。

(特許等の出願)

第19条 理事長は、第14条第1項又は第15条第1項の規定により法人が特許等を受ける権利を承継すると決定した場合において、当該発明等について特許等の出願が行われていないときは、速やかに特許等の出願を行うものとする。

- 2 発明者は、第13条に規定する届出に係る発明等について、理事長が、第14条第1項の規定により、職務発明でないと認定し、又は特許等を受ける権利を法人が承継しないと決定した後でなければ、特許等の出願を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があるときは、この限りでない。
- 3 発明者は、前項ただし書の規定により特許等の出願を行ったときは、速やかに個人出願届(様式第4号)に特許等の出願に関する書類の写しを添付して、所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

(発明者の負担した出願費用等の支払)

第20条 理事長は、第16条の規定により法人が特許等を受ける権利又は特許等の権利を承継した場合において、発明者が既に特許等の出願に要する費用を支出しているときは、当該発明者の申出により、当該費用のうち法定費用（出願印紙等）を当該発明者に支払うものとする。

(補償金等)

第21条 理事長は、法人が承継した発明等に係る権利を譲渡し、又は実施許諾することにより、法人が収入を得た場合は、当該発明者に対して実施補償金を支払うものとする。

2 前項に規定する実施補償金の額は、法人が承継した発明等に係る権利を譲渡し、又は実施許諾することにより、当該発明等に生じた対価から、当該発明等についての出願等に要した直接経費を差し引いた後、100分の40を乗じて得た金額とする。

3 実施補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上ある場合は、それぞれの持ち分の割合に応じて支払うものとする。

(発明者の退職又は死亡に伴う実施補償金)

第22条 実施補償金を受ける権利は、当該実施補償金を受ける権利を有する発明者が退職した場合にも存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人がその権利を承継する。

(共同で発明した者への準用)

第23条 教職員以外の者と共同で発明がなされた場合において、当該発明をした教職員以外の者から、特許等を受ける権利又は特許等の権利を法人に譲渡する旨の申出があったときには、これを承継することができる。

2 第3条及び第13条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

(大学発ベンチャーの支援)

第24条 理事長は、教職員が退職をし、又は兼業により起業し、自らの発明等に基づく知的財産権を活用して研究成果の普及を推進しようとする場合は、当該教職員に対し、本学が所有する当該知的財産権の一部又は全部についての独占的通常実施権又は専用実施権の設定その他の支援を行うことができる。

(守秘義務)

第25条 発明者は、当該発明等の出願が完了するまでの間、その発明等の内容を出願等の手続に関与する者以外のものに開示し、又は漏えいしてはならない。また、委員会の構成員又は発明等の取扱いに係る業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該発明等が出願公開されるまでの間、発明者の同意を得ることなく、その発明の内容を出願等の手続に関与する者以外のものに開示し、又は漏えいしてはならない。

2 教職員以外の者と共同で発明等が行われた場合又は発明等が第三者の委託研究等の過程で行われた場合において、共同発明者又は委託者の希望があるときは、前項の秘密保持期間を出願公開日まで延長することができる。

(著作権)

第26条 教職員及び本学学生が創作した著作物の著作権は、当該著作物を創作した者（以下「著作者」という。）に帰属する。ただし、外部機関（個人も含む）からの委託契約等によって創作するもの、及び法人が特定の目的のために企画して創作するものは法人著作物として法人に帰属する。なお、本項における著作権の帰属に関しては、特段の手続きを要しない。

2 前項により著作者に帰属する著作権について、第三者から利用希望の申し出がある場合、法人は、著作者の同意を得た上で、当該著作権を承継し、当該第三者に利用許諾等を行うことができる。この場合の手続き及び著作者への補償等については第3条、第13条から第18条及び第21条から第23条の規定を準用する。

(委任)

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式 略